明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域法の区域計画の変更を認定した件（内閣府一～六）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二）　二
○教員養成大学建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三）　三
○ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（同四）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働一）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同二）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産三）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八）　六
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同九）　六
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（同一〇）　七
○国土交通大臣が講習の実施機関を廃止する件（同一一、一二）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境一、二）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一～七）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（同八）　九
○道路に関する件（四国地方整備局四）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　九

〔官庁報告〕

官庁事項

国家戦略特別区域法第二十七条の三の規定に基づく法人の指定について（内閣府）　九

国家試験

土地家屋調査士試験合格者（法務省）
平成三十年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について（国土交通省土地鑑定委員会）　二

〔公告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三

会社その他

告示

○内閣府告示第一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千五十一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年十二月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業及び課税の特例措置活用事業